

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25	フリガナ 氏 名	クワダ 知ウ 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電 話)	( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	●●●● 円	●●●● 円
	その他の収入	②		
	小計(①+②)	③	申告書第三表②へ ●●●●	申告書第三表②へ ●●●●
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)	④	●●●●	●●●●
	譲渡のための委託手数料	⑤	●●●●	●●●●
		⑥		
	小計(④から⑥までの計)	⑦	●●●●	●●●●
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)			⑧	
差引金額(③-⑦-⑧)			⑨	●●●●
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)			⑩	▲▲▲▲
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)			⑪	申告書第三表⑥9へ ●●●●
本年分で差し引く上場株式等に				申告書第三表⑥2へ ●●●●
「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき「一般株式等」、「上場株式等」の順に⑨欄の金額を限度として控除(租税特別措置法37条の13-1-2-ロ)				申告書第三表⑦8へ ●●●●

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき「一般株式等」、「上場株式等」の順に⑨欄の金額を限度として控除(租税特別措置法37条の13-1-2-ロ)

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文	措法37条の13-1-2-ロ 措法 条の
--------	-------------------------

整理欄

(令和2年分以降用)

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

# 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ( )	フリガナ 氏 名	クラウト クロウ 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	( )

## 1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 二 号  (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)  
 租税特別措置法第41条の19第1項第 号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)  
 旧震災特例法(令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。)第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

## 2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：株式会社A】

エンジェル税制が適用される株式の詳細記載

その年中の払込みによる取得の状況				その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株 数	年	月	日	株 数
●●	●●	●●	●●株	●●	●●	●●	株
●●	●●	●●		●●	●●	●●	
●●	●●	●●		●●	●●	●●	
●●	●●	●●		●●	●●	●●	
合 計	3①欄へ		●●株	合 計	3②欄へ		株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

## 3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。  
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

### 記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

# 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ( )	フリガナ 氏 名	クラトウ 太郎 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	( )

## 1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 二 号  (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)  
 租税特別措置法第41条の19第1項第 号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)  
 旧震災特例法(令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。)第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

## 2 その年中の株式の異動の状況

エンジェル税制が適用される株式の詳細を銘柄ごとに記載

【銘柄：株式会社B】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年	月	株数	年	月	株数
●●	●●	●●株	.	.	株
.	.		.	.	
.	.		.	.	
.	.		.	.	
合 計	3①欄へ	●●株	合 計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

## 3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください。) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。  
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

### 記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

# 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ( )	フリガナ 氏 名	クラウト クロウ 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	( )

## 1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 二 号  (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)  
 租税特別措置法第41条の19第1項第 号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)  
 旧震災特例法(令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。)第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

## 2 その年中の株式の異動の状況

エンジェル税制が適用される株式の詳細を銘柄ごとに記載

【銘柄：C株式会社】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株	数	株	数
●●	●●	●●		●●		株
.	.	.				
.	.	.				
.	.	.				
合	計		3①欄へ	●●	株	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

## 3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●● 株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●● 株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●● 円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●● 円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。  
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

### 記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

# 特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ( )	フリガナ 氏 名	クラトウ 太郎 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話)

## 1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 二 号  (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)  
 租税特別措置法第41条の19第1項第 号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)  
 旧震災特例法(令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。)第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

## 2 その年中の株式の異動の状況

エンジェル税制が適用される株式の詳細を銘柄ごとに記載

【銘柄：D株式会社】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年	月	株数	年	月	株数
●●	●●	●●株	.	.	株
.	.		.	.	
.	.		.	.	
.	.		.	.	
合 計	3①欄へ	●●株	合 計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

## 3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。  
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

### 記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)